

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.2

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 EMNET INC.  
代表理事 金 永源(キム ヨンウォン)

【住所又は本店所在地】 大韓民国、ソウル市九老区デジタル通り34-27、14階(九老洞、DAERYUNGポストタワー3)

【報告義務発生日】 令和3年5月21日

【提出日】 令和3年5月26日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 保有目的の変更、株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社イーエムネットジャパン
証券コード	7036
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	EMNET INC.
住所又は本店所在地	大韓民国、ソウル市九老区デジタル通り34-27、14階（九老洞、DAERYUNGポストタワー3）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成12年4月20日
代表者氏名	金 永源（キム ヨンウォン）
代表者役職	代表理事
事業内容	インターネット広告事業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社イーエムネットジャパン 管理統括部 松本 陽子
電話番号	03-6279-4206

## (2)【保有目的】

発行会社の親会社であり、安定株主として保有しています。  
但し、(6)「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者は、発行者の発行する普通株式（以下「発行者株式」という。）及び新株予約権に対して、ソフトバンク株式会社（以下「公開買付者」という。）が実施する予定の公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に関し、令和3年5月21日付で、公開買付者との間で、Tender Offer Agreement（以下「公開買付応募契約」という。）を締結しています。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,180,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,180,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,180,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年5月21日現在)	V	1,911,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		61.75
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		64.14

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、令和3年5月21日付で、公開買付者との間で、(i)公開買付応募契約及び(ii)Shareholders Agreement(以下「本株主間契約」という。)を締結している。

(i)公開買付応募契約においては、本公開買付けに対し、提出者が保有する発行者株式の一部(応募対象株式数:785,000株)を一定の条件の下で応募することを合意している。

(ii)本株主間契約においては、提出者が、発行者の株主総会における取締役選任議案について、公開買付者の求めるところに従って議決権を行使すること、公開買付者が発行者との間で締結した令和3年5月21日付資本業務提携契約に従って指名する取締役候補者について、公開買付者は、提出者に対して事前通知を行い、協議に応じること、並びに発行者株式の取扱い等に関して、提出者は(a)公開買付者の事前承諾がない限り、公開買付者及び提出者が有する発行者における議決権の合計が発行者における総議決権(完全希釈化ベース)の過半数となることを維持するのに必要な発行者株式について、譲渡等の処分をしてはならないこと、並びに(b)本株主間契約の有効期間中、公開買付者の事前承諾がない限り、自ら又はその関係会社をして、発行者株式の追加取得を行い又は行わせてはならないことについて合意している。

また、提出者は、令和3年5月21日付で、発行者及び公開買付者との間で、三者間契約(以下「本三者間契約」という。)を締結している。

本三者間契約においては、本公開買付けの完了後における公開買付者及び提出者の発行者株式の所有割合の維持に関して、本公開買付けの完了後において発行者が新たに株式・新株予約権の発行又は自己株式の処分を行う場合には、発行者は、取締役の善管注意義務及び適用される東京証券取引所の規則等に従い、本公開買付けの完了直後における公開買付者及び提出者の発行者株式の保有割合を維持するよう合理的な努力を尽くすことを合意している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	147,451.24
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	普通株式 平成30年6月4日付けの株式分割(1:200)により、普通株式587,149.5株を無償取得 令和1年9月1日付けの株式分割(1:2)により、普通株式590,100株を無償取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	147,451.24

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地